

ま と め

～これからは、成年後見制度でも評価を～

私が、個人的に成年後見制度でも評価の手法をと考えたのは、実は古くて今から10年ぐらい昔です。当時私は、社会福祉士として個人後見に従事していました。また、福祉サービスの第三者評価も手掛けていました。

評価のきっかけは、同じ社会福祉士による横領事件が発生し、日本社会福祉士会、県社会福祉会が中心になって一斉にヒアリングを行った時です。個人情報保護、魔女狩りとかの強い反対意見もあって、そのヒアリングには不十分性があり到底横領事件の未然防止には役立たないと感じました。そこで、自分で評価項目、評価基準、評価票を策定し自己評価に挑み、その結果を家庭裁判所に報告したことに始まります。

その後、横浜市の福祉職OBらとNPO法人を立ち上げ今日まで法人後見に取り組んできましたが、法人後見の質の向上、適正な身上保護・財産管理の確保のためには法人後見にこそ評価の手法が有効と思ってきました。

しかしながら、忙しさにかまけてなかなか法人後見用の評価システムを作り実施に及ぶことができないでいました。言うまでもなく評価の主たる目的は、提供するサービスの質の向上にあります。同時に法人情報提供、自らの気づき、さらには監督機能も幾分か持ち合わせていると言えます。

今回の評価は、自己評価、第三者評価、アンケート調査として取り組みました。個別事例の検証も行いました。自己評価では、既に沢山の気づきが出てきています。今後は、出来ることから改善に取り組みます。自己評価へのご意見を第三者評価とし、弁護士さんにコメントを求めました。アンケート調査では、ご本人やご家族の思いを聞くことができました。寄せられた声を大切にして、これからの法人後見業務に励みます。

目下これからの成年後見制度では、財産管理はもとより身上保護を重視するとされています。同時に不正防止対策や監督機能の強化が叫ばれています。

今回の評価結果からも言えることですが、それにはチームで対応する法人後見の普及と評価の導入が優れた施策であるとの思いを一層強くしました。

2019年10月

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員
特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ
評価委員会 委員長 須田 幸隆